

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 南相木村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	80	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	60	%
全職員	66	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	96	%
本庁課長補佐相当職	該当なし	%
本庁係長相当職	91	%
その他の職	95	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	96	%
31～35年	69	%
26～30年	該当なし	%
21～25年	93	%
16～20年	該当なし	%
11～15年	該当なし	%
6～10年	94	%
1～5年	88	%

【説明欄】

- ・退職手当、通勤手当、児童手当を除く年度総額を基に算定。
- ・2(2)勤続年数別、31年～35年、に暫定再任用を含む。(含まない場合該当なし)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。